

大阪市条例第86号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） 第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあつては、当該額から2,000円を減じた額の手数料を徴収する。 〔(1) 略〕 (2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は<u>法第18条第5項ただし書</u>に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に	（手数料） 第6条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は<u>法第18条第4項ただし書</u>に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に

定める額に、構造計算適合性審査 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額 [(3)・(4) 略] 2 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第18条第20項（法第87条の 4 並びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。 [(1)～(4) 略] [3 略] 4 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第28項の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1 件につき、別表第 7 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等をする者から徴収する。 [5 ～ 7 略] 別表第10（第 6 条関係） [(1) 略] (1の2) 法第18条第38項第 1 号又は第 2 号（法第87条の 4 又は法第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 120,000円	定める額に、構造計算適合性審査 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額 [(3)・(4) 同左] 2 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第18条第16項（法第87条の 4 並びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。 [(1)～(4) 同左] [3 同左] 4 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第19項の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1 件につき、別表第 7 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等をする者から徴収する。 [5 ～ 7 同左] 別表第10（第 6 条関係） [(1) 同左] (1の2) 法第18条第24項第 1 号又は第 2 号（法第87条の 4 又は法第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 120,000円
---	--

〔(1の3)～ ⁽³³⁾ 略〕	〔(1の3)～ ⁽³³⁾ 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。